

老振発第 0530001 号  
老老発第 0530001 号  
平成 15 年 5 月 30 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長

老人保健課長

指定通所リハビリテーションにおける理学療法士、作業療法士又は  
言語聴覚士に係る人員基準及び介護報酬上の取扱いについて

標記については、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に  
関する基準」（平成 11 年厚生省令第 37 号。以下「基準省令」という。）  
及び「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 1  
2 年厚生省告示第 19 号）により定めているところであるが、その取扱い  
については下記のとおりとするので、御了知の上、管内市町村、関係団体、  
関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないように  
されたい。

#### 記

- 1 指定通所リハビリテーションにおける理学療法士、作業療法士又は言  
語聴覚士に係る人員基準上の取扱い

基準省令第 111 条第 1 項第 2 号の規定により、指定通所リハビリテ  
ーションの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定通  
所リハビリテーションの提供にあたる従事者が 2 人以上確保され、この

うち理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が常勤換算方法で0.2人以上確保されていることを要するものであること。

なお、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士については、指定通所リハビリテーションの基本方針（基準省令第110条）に照らし、原則として、通所リハビリテーションの単位ごと、かつ営業日ごとに適切に配置することが望ましいものであること。

## 2 指定通所リハビリテーションにおける理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に係る介護報酬上の取扱い

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が常勤換算方法で0.2人以上勤務していない週に提供された指定通所リハビリテーションについては、当該単位について当該週を通じて所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定するものであること。